

和歌山工業高等専門学校共催・後援等名義使用規程

制定 令和5年11月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に係る、共催、後援、その他これに類する名義の使用許可等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名称)

第2条 名義として使用できる名称は、次の各号のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校
- 二 和歌山工業高等専門学校
- 三 和歌山高専
- 四 National Institute of Technology(KOSEN), Wakayama College
- 五 NIT(KOSEN), Wakayama College

(名義の区分)

第3条 名義の区分については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 共催 本校を含む複数の団体が主体的となり、共同して事業を実施する場合
- 二 後援 他の団体等が実施の主体となる事業に対し、本校がその趣旨に賛同し協力する場合
- 三 協賛その他これに類する名義 事業の主催者から特に要望がある場合

(名義の使用)

第4条 共催の名義を使用する場合は、次の各号のすべてに該当すること。

- 一 事業の目的が、本校における教育・研究の推進及び地域貢献活動に資するものであること。
 - 二 事業の開催計画が明確であり、かつ、本校の業務の遂行に支障を来たさないものであること。
 - 三 本校の対応組織が明確であり、かつ、同組織が当該事業の運営に十分な体制をもって臨めるものであること。
- 2 後援の名義を使用する場合は、次の各号のすべてに該当すること。
- 一 事業の目的が、本校における教育・研究に有意義なもの及び社会貢献・地域貢献活動であること。
 - 二 事業の開催計画が明確であり、かつ、本校の業務遂行に支障を来たさないものであること。
 - 三 事業の運営に本校の教職員が参加していること。
- 3 その他の名義等を使用する場合は、校長が適当と認めるもの。

(許可基準)

第5条 本校の名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 国の機関（独立行政法人等を含む。）
 - 二 地方公共団体及び関連機関
 - 三 教育研究機関
 - 四 教育、学術、文化又は体育に関する団体
 - 五 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
 - 六 その他校長が適当とみとめるもの
- 2 申請者が実施しようとする事業等の内容は、次の各号のすべてに該当すること。
- 一 本校の教育・研究の向上、国際交流及び地域貢献活動として認められるもの。
 - 二 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。
 - 三 入場料、参加料、出展料等、主催者が経費を徴収する場合にあっては、その額が適正であると認められる範囲のものであること。
 - 四 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
 - 五 事業の開催場所が公衆衛生及び安全対策等について、十分な措置が講じられていること。

(申請)

第6条 申請者は、名義使用にあっては、別紙様式1の名義使用申請書に次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として、当該事業開催予定日の1カ月前までに校長に申請するものとする。

- 一 定款、会則等主催者（団体等）の概要がわかるもの。
- 二 共催にあっては、本校教職員の役割がわかるもの。（役員名簿等）
- 三 事業に係る収支予算案等。
- 四 その他事業内容が分かるもの。（開催概要、ポスター等）

(許可)

第7条 校長は、前条の名義使用申請書があったときは、許可または不許可を決定する。なお、許可した場合は別紙様式2の名義使用許可書を交付し、不許可の場合はその旨通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 名義の使用は当該事業に限るものとする。
- 二 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 三 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分にも応じたものとする。
- 四 当該事業を行うにあたって、本校の施設を利用するときは、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則その他関係諸規則等に定めるところによること。

(許可の取消し)

第9条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 本校が付した条件に違反したとき。
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 その他、許可が不相当と認めたとき。

2 名義の使用許可を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第10条 独立行政法人国立高等専門学校機構及び一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催する事業において、共催及び後援等名義を使用する場合にあつては、第4条から第9条の規定は適用せず、当該事業の責任者から、事業の概要を確認できる書面等の提出があれば足りるものとする。

(報告)

第11条 名義の使用を許可した事業が終了したときは、当該事業終了後1カ月以内に、校長に別紙様式3の名義使用報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第12条 名義使用に当たっては、校長が特に必要と認める場合を除き、本校は当該事業に係る経費は負担しない。

(事務)

第13条 名義に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、名義の使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和5年11月22日から施行し、令和5年11月22日から適用する。